

(証券コード5956)  
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目4番9号

**トソー株式会社**

取締役社長 前川 圭 二

## 第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットにより議決権を行使することを推奨申し上げます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時                | 2022年6月28日（火曜日）午前10時<br>(受付開始：午前9時)   |
| 2. 場 所                | 東京都港区高輪四丁目10番30号<br>品川プリンスホテル メインタワー22階「サファイア22」  |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 | 1. 第82期(自2021年4月1日至2022年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第82期(自2021年4月1日至2022年3月31日)計算書類の内容報告の件 |

### 決 議 事 項

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 第 1 号 議 案 | 剰余金の処分の件                   |
| 第 2 号 議 案 | 定款一部変更の件                   |
| 第 3 号 議 案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | 監査等委員である取締役3名選任の件          |
| 第 5 号 議 案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件       |
| 第 6 号 議 案 | 会計監査人選任の件                  |

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策に最大限にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について慎重なご判断をお願い申し上げます。

株主総会の運営につきましては、ご滞在時間短縮化のため、事業報告については簡略化させていただくとともに、円滑な議事進行に努めてまいりますので、株主の皆様のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

また、株主総会会場におきましては、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

なお、今後の状況により当会場が利用できなくなる場合等、株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toso.co.jp>) においてお知らせいたします。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記（連結計算書類の連結注記表）」および「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記（個別注記表）」につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、上記のインターネット上の当社ホームページに掲載された事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。  
当社のホームページアドレス <https://www.toso.co.jp>

# 議決権行使についてのご案内

株主様におかれましては、以下のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2022年6月28日（火曜日）  
午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後5時30分必着



### インターネットによる議決権行使

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## スマートフォンを使用して QRコードを読み取る方法

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

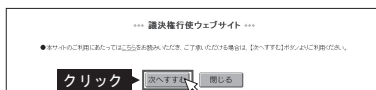


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権行使をご行使いただけます。

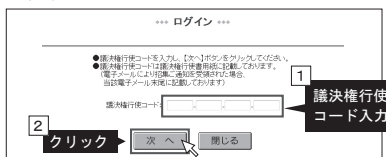
## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

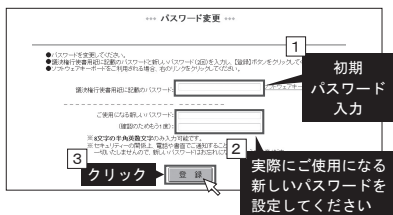
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



- 2 ログイン



- 3 パスワードの変更



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

## インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

(添付書類)

## 事業報告

(自 2021年4月1日)  
(至 2022年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による低迷から、段階的な経済活動の再開やワクチン接種の促進等により持ち直しの動きも見られましたが、感染の再拡大やウクライナ情勢など、依然として景気の先行きは不透明な状況が続きました。

当社グループ事業に関連の深い建設市場におきましては、前年の新型コロナウイルス感染症の影響による落ち込みの反動により、新設住宅着工戸数、非住宅向けの建築着工床面積ともに増加しておりますが、世界的な原材料価格の高騰や為替変動、原油価格の上昇に加え、長期的には新設住宅着工戸数は減少傾向となるなど、取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下で、当社グループは「Vision2025」第2フェーズ（2020～2023年度）の2期目として、引き続き主力の住宅分野の深耕とあわせて、非住宅分野や海外事業、新規領域への営業活動を展開し、成長戦略を推進しました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は20,861百万円（前期比2.6%減少）、営業利益は785百万円（前期比28.5%減少）、経常利益は825百万円（前期比27.7%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は531百万円（前期比29.2%減少）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高は46百万円減少し、営業利益は11百万円減少しております。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

#### (室内装飾関連事業)

室内装飾関連事業においては、新製品を中心とした展示会「トソーウインドウファッションフェア」やカーテンメーカーとの合同発表会「with Curtains」をオンラインで開催するなど営業活動の強化を行いましたが、非住宅分野を中心に売り上げが伸び悩み、売上高は20,466百万円（前期比3.0%減少）となりました。セグメント利益については、展示会の中止による販売促進費の抑制や原価低減活動、生産性向上の推進に努めた結果、769百万円（前期比29.4%減少）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は42百万円減少し、営業利益は11百万円減少しております。

(その他の事業)

その他の事業では、ステッキやシルバーカー等の福祉用品の販売活動や原価低減等を推進しました。段階的な経済の持ち直しの中、大手取引先との取り組み強化等の販売活動推進により、売上高は394百万円（前期比26.6%増加）、セグメント利益は16百万円（前期比107.6%増加）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3百万円減少し、営業利益は0百万円減少しております。

企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

事業の種類	売上高	構成比	前期比
室内装飾関連事業	百万円 20,466	% 98.1	% 97.0
その他の事業	394	1.9	126.6
計	20,861	100.0	97.4

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額591百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な経済活動の停滞に加え、原材料価格のさらなる高騰やウクライナ情勢の動向、物流費の上昇、国内の個人消費や住宅投資の低迷等もあり、経営環境は予断を許さない状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、経営ビジョン「Vision2025」の実現に向け、引き続き新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では、住宅分野の深耕とあわせて需要の拡大が見込まれる宿泊施設をはじめとした非住宅領域の取り込みを進め、アジアを中心とした海外販売の強化や当社グループの保有技術を活用した用途開発、ステッキ等の福祉用品等の新規分野でのビジネス領域拡大に取り組み、持続的な企業成長を図ってまいります。また、原価低減、総費用低減の徹底を図り、高収益体質への転換と競争力強化に取り組んでまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第79期	2019年度 第80期	2020年度 第81期	2021年度 第82期(当連結会計年度)
売 上 高	22,651,537千円	22,687,903千円	21,421,441千円	20,861,413千円
営 業 利 益	688,016千円	900,574千円	1,097,563千円	785,304千円
経 常 利 益	701,130千円	884,428千円	1,140,632千円	825,068千円
親会社株主に帰属 する当期純利益	445,088千円	583,053千円	750,930千円	531,768千円
1株当たり当期 純 利 益	45円19銭	62円50銭	84円15銭	59円44銭
総 資 産	20,434,625千円	20,785,654千円	20,707,270千円	20,502,034千円
純 資 産	11,772,299千円	11,782,643千円	12,659,169千円	13,278,620千円
1株当 たり 純 資 産 額	1,223円39銭	1,317円05銭	1,411円12銭	1,476円41銭

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	2018年度 第79期	2019年度 第80期	2020年度 第81期	2021年度 第82期(当期)
売 上 高	21,365,835千円	21,560,382千円	20,344,930千円	19,658,761千円
営 業 利 益	481,460千円	741,239千円	952,070千円	698,161千円
経 常 利 益	519,199千円	741,173千円	983,943千円	746,420千円
当 期 純 利 益	319,832千円	499,580千円	649,978千円	796,803千円
1株当たり当期 純 利 益	32円47銭	53円55銭	72円84銭	89円07銭
総 資 産	19,299,578千円	19,831,922千円	19,198,116千円	19,202,886千円
純 資 産	10,504,633千円	10,546,055千円	11,262,132千円	12,065,150千円
1株当 たり 純 資 産 額	1,096円50銭	1,184円26銭	1,260円94銭	1,347円62銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
サイレントグリス株式会社	70,000千円	90.00%	スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
トソーサービス株式会社	50,000千円	100.00%	室内外装飾品、収納品の販売・取付施工他
P.T. トソー・インダストリー・インドネシア	2,800千米ドル	97.14%	カーテンレール製品・ブラインド等製品、および付属部品の製造販売
東装窓飾（上海）有限公司	1,960千米ドル	100.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売
フジホーム株式会社	35,000千円	100.00%	ステッキ等福祉用品の開発・販売

- (注) 1. 当社は、当社グループの製品等の輸配送および物流センター事業等を行っておりましたトソー流通サービス株式会社を2021年4月1日付で吸収合併しております。  
2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の開発・製造・販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開をしております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を開発・製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-3）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	事業の内容
室内装飾関連事業	カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコーディオン式間仕切等の室内装飾関連製品の開発製造販売
その他の事業	ステッキ等福祉用品の開発・販売



(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区新川一丁目4番9号
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、 東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、 大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県）
営 業 所	盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、 長野営業所（長野県）、つくば営業所（茨城県）、千葉営業所（千葉県）、 多摩営業所（東京都）、静岡営業所（静岡県）、金沢営業所（石川県）、 京都営業所（京都府）、神戸営業所（兵庫県）、岡山営業所（岡山県）、 高松営業所（香川県）、鹿児島営業所（鹿児島県）
出 張 所	郡山出張所（福島県）、高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県）、 沖縄出張所（沖縄県）
工 場	つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）、兵庫工場（兵庫県）
流通センター	茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所）
配送センター	札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県）

② 子会社

名 称	所 在 地	
サイレントグリス株式会社	本 社	東京都
	営業所	大阪府
トナーサービス株式会社	本 社	東京都
	営業所	東京都、神奈川県、大阪府、福岡県
	出張所	宮城県
P.T. トナー・インダストリー・ インドネシア	本 社	インドネシア共和国
東装窓飾（上海）有限公司	本 社	中華人民共和国
フジホーム株式会社	本 社	東京都
	出張所	大阪府

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
室内装飾関連事業	894 (273)	一名 ( 16名増 )
その他の事業	10 ( - )	28名減 ( 9名減 )
合計	904 (273)	28名減 ( 7名増 )

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員39名は含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は ( ) 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
599 (124)	32名増 ( 11名増 )	43.4	12.7

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員37名は含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は ( ) 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	851,510 千円
株式会社三菱UFJ銀行	390,010
株式会社きらぼし銀行	224,000
株式会社常陽銀行	150,000
株式会社三井住友銀行	75,000

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,000,000株  
(うち自己株式1,047,098株)
- (3) 当事業年度末の株主数 11,097名

#### (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
ト ー ソ ー 取 引 先 持 株 会 社	437	4.88
十 和 運 送 株 式 会 社	414	4.63
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	408	4.55
ト ー ソ ー 社 員 持 株 会 社	385	4.30
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	338	3.77
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	222	2.47
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	216	2.42
株 式 会 社 常 陽 銀 行	215	2.40
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	200	2.23
日 金 ス チ ール 株 式 会 社	181	2.02

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,047,098株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。  
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式（1,047,098株）を控除して計算しております。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

役員区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	16,821	3

#### (6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

- ・ 2021年7月12日の当社取締役会決議により譲渡制限付株式報酬として処分した自己株式
 

処分した株式の種類および数	普通株式 22,053株
処分した日	2021年7月28日

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
前川圭二	代表取締役社長	
結束正	専務取締役（営業本部長）	トーソーサービス株式会社代表取締役会長
八重島真人	取締役（管理本部長）	
堀住浩一	取締役（常勤監査等委員）	
久保英幸	社外取締役（監査等委員）	
江角英樹	社外取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 社外取締役 久保英幸氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外取締役 江角英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役 久保英幸氏および社外取締役 江角英樹氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社グループのすべての取締役および監査役となります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

##### ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に関する基本方針

###### a. 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、社外委員2名、社内委員2名にて構成される報酬委員会に対して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容の決定に関する方針を決議しております。

###### b. 決定方針の内容の概要

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬（基本報酬）と、業績に応じて変動する賞与（短期業績連動報酬）、譲渡制限付株式付与のための報酬（中長期業績連動報酬）で構成されており、報酬総額は、2019年6月26日の第79回定時株主総会の決議により定められた年額150百万円の範囲内としております。なお、当該決議に係る当社取締役は3名であります。

###### ・固定報酬（基本報酬）

上記上限額内にて月例支給額を決定しております。なお、算定につきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定の客観性かつ透明性を高めるため、社外委員2名、社内委員2名にて構成される報酬委員会を設置し、報酬方針、報酬水準および役位ごとの報酬テーブルにつき審議し答申に反映させております。

###### ・賞与（短期業績連動報酬）

算定の基礎とする評価指標は、当社従業員の成果配分制度における評価指標と統一し、各年度の営業活動により獲得した個別営業利益から、内部留保等600百万円を控除した金額としております。

計算方法は下記のとおりであり、総額50百万円を上限として算定いたします。なお、当年度の評価指標は、98百万円であります。

	(評価指標)	(支給率)	(支給基準)
代表取締役社長	(個別営業利益－600百万円) × 5.00%	× 47%	
専務取締役	(個別営業利益－600百万円) × 5.00%	× 31%	
取締役	(個別営業利益－600百万円) × 5.00%	× 22%	

###### ・譲渡制限付株式（中長期業績連動報酬）

当社は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式割当株式数は取締役会にて決定しており、役位によって定められた報酬基礎額に応じて、発行または処分に係る取締役会の前営業日の終値にて割り当てた株式数を支給いたします。各事業年度において、割り当てる譲渡制限付株式の数は、2019年6月26日の第79回定時株主総会の決議により定められた上限5万株としております。

###### c. 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬の決定に関する基本方針

監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみとし、2016年6月28日開催の第76回定時株主総会で決議された年額40百万円の範囲内にて、監査等委員の協議により定めます。監査等委員の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成されております。なお、当該決議に係る当社取締役は3名であります。

③ 当事業年度に計上した報酬等の額および対象となる役員の数

役員区分	報酬の総額 (百万円)	報酬の種別の総額 (百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	譲渡 制限付 株式 報酬	賞与	退職 慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	67	53	8	4	—	3
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	12	12	—	—	—	1
社外取締役	9	9	—	—	—	2

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	久保 英幸	当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、監査等委員会17回中17回出席し、また、指名委員会(2回)・報酬委員会(1回)に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化についての発言を行うと共に業務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	江角 英樹	当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、監査等委員会17回中17回出席し、また、指名委員会(2回)・報酬委員会(1回)に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行うと共に業務執行の監督等、社外取締役として期待される役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |          |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬             | 38,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 38,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況および報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるP. T. トーソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次のとおり決議しております。

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. 当社グループは、法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、「企業倫理綱領」を中心とした関連規程や細則・マニュアルを整備するとともに、これらを取り纏めた「トーソーグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を全従業員に配布し、その周知と運用の徹底を図る。
  - b. 当社は、グループ会社を含めたコンプライアンスに関する統括および内部統制システムの構築と維持、改善を行うことを主眼とした内部統制委員会を設置し、定期的な法令等遵守状況のチェックや各部門の法令等遵守体制の徹底を行うことにより、企業集団における業務の適正性の確保に努める。
  - c. 当社グループは、「企業倫理綱領」に反社会的勢力との絶縁に関する行動基準を定めるとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。
  - d. 当社は、社内および社外に窓口を設けた内部通報制度を整備し、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、これを理由に通報者が不当に扱われない旨を「内部通報取扱規程」に定める。
  - e. 監査室は、当社グループの法令等遵守体制および内部統制の有効性及び効率性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長や取締役会、監査等委員会、内部統制委員会などへ適宜報告するとともに、被監査部門および統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- ② 当社グループの取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - a. 当社グループは、職務執行に係る重要文書およびその他の情報について「文書管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、保存・管理を行い、必要に応じてこれらの文書や情報を閲覧できる体制を整備する。
  - b. 当社は、「子会社の役割及び管理に関する規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、当社が設定した管理管理者が、グループ各社の非常勤取締役等を務め取締役会に出席するとともに、定期的開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて、グループ各社の業績内容やその他重要な事項について報告を受ける。



- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループは、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制を整備する。
  - b. 当社は、内部統制委員会を中心に当社グループのリスク管理体制の構築と維持、改善に努めるとともに、緊急事態が生じた場合には「危機管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき損害の拡大防止を図る。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社グループは、重要な業務執行に関する意思決定機関および取締役の業務執行に関する監督機関としての取締役会を、原則月1回開催するほか、必要に応じて開催することで機動的・効率的な経営判断を行うとともに、施策および効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
  - b. 当社は、経営全般に関する方針等の立案設定、ならびに取締役会決議事項の事前検討等を行うことを目的として、各本部長を含む経営幹部が出席する経営戦略会議を原則月1回開催し、効率的な業務運営を行う。
- ⑤ 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
  - b. 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当社グループの取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について監査等委員に報告する。
  - b. 当社グループの取締役および使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項を知った場合は、その内容を速やかに監査等委員会に報告する。

- c. 当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会または監査等委員に直接報告を行うことができるものとし、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査室および会計監査人との定期的な意見交換を行う。
  - b. 当社は、監査等委員が取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料を閲覧できる体制を整備する。
  - c. 当社は、監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。

## （２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① 内部統制システム全般

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的に開催し、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めました。また、代表取締役社長直轄の監査室が、社長の承認を得た監査計画に基づき、内部統制システムの整備と運用状況につき、当社および子会社を対象とした監査を実施しました。

### ② コンプライアンスに関する取り組み

内部統制委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する統括組織として「企業倫理綱領」を基礎としたコンプライアンス体制の確認、改善に取り組みました。また、半期ごとにコンプライアンス状況の点検を実施し、各部署に対してコンプライアンスの認識と徹底を図るとともに、法令違反行為等の早期発見および是正を目的に、当社監査室および顧問弁護士を窓口とした内部通報制度を運用しております。

### ③ リスク管理に関する取り組み

代表取締役社長により取締役の中から選任されたリスク管理統括責任者を中心として、「危機管理規程」をはじめとしたリスク管理に関わる諸規程に基づく運営を行いました。また、当社および子会社の全ての従業員に対して、これらの諸規程を集約した「トソーグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を配布し、リスク管理体制や危機発生時の対応について徹底を図っております。

### ④ 子会社管理に関する取り組み

当社グループ子会社の管理体制は「子会社の役割及び管理に関する規程」に定め、経営上の重要事項の決定については「子会社の管理・運営に関する職務権限基準表」に基づき、当社取締役会で決議を実施しております。

また、代表取締役社長と担当取締役および関連部門の部門長は、四半期ごとに関係会社取締役等から業績および見通し、課題について報告を受け、必要な対応を行っております。

### ⑤ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令または定款に定められた事項や当社および子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けました。なお、監査等委員はこれらを監査・監督いたしました。また、業務執行に関する重要事項については、取締役会上程前に部門長も含めた経営戦略会議で十分な議論を尽くすことで、取締役の職務執行の適正性、効率性を図りました。

### ⑥ 監査等委員の職務執行

監査等委員会を17回開催するとともに、取締役会および重要会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け意見を表明するなど、取締役会の監督機能強化と実効性向上を図りました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、その職務の執行状況について定期的に報告を受け、意見交換を行い情報の共有化を図り、監査の実効性を確保しております。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,366,905</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,238,098</b>
現金及び預金	4,064,582	支払手形及び買掛金	872,899
受取手形	650,665	電子記録債務	1,831,135
売掛金	3,932,238	短期借入金	1,276,020
電子記録債権	2,805,477	一年内返済予定の長期借入金	474,500
棚卸資産	3,305,478	リース債務	62,480
その他	614,832	未払金	618,247
貸倒引当金	△6,370	未払費用	541,618
<b>固定資産</b>	<b>5,135,129</b>	未払法人税等	151,871
<b>有形固定資産</b>	<b>2,893,411</b>	未払消費税等	41,930
建物及び構築物	826,655	その他	367,394
機械装置及び運搬具	511,349	<b>固定負債</b>	<b>985,315</b>
工具器具及び備品	198,459	長期借入金	40,000
土地	1,217,906	長期リース債務	40,720
リース資産	51,085	繰延税金負債	192,805
使用権資産	43,642	退職給付に係る負債	360,288
建設仮勘定	44,314	資産除去債務	131,255
<b>無形固定資産</b>	<b>317,447</b>	その他	220,245
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,924,269</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,223,413</b>
投資有価証券	581,459	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	361	<b>株主資本</b>	<b>12,572,646</b>
退職給付に係る資産	834,506	資本金	1,170,000
繰延税金資産	102,016	資本剰余金	1,348,960
その他	410,043	利益剰余金	10,539,140
貸倒引当金	△4,118	<b>自己株式</b>	<b>△485,454</b>
<b>資産合計</b>	<b>20,502,034</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>645,471</b>
		その他有価証券評価差額金	192,677
		繰延ヘッジ損益	262,471
		為替換算調整勘定	43,057
		退職給付に係る調整累計額	147,265
		<b>非支配株主持分</b>	<b>60,503</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>13,278,620</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>20,502,034</b>

## 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,861,413
売 上 原 価		12,064,330
売 上 総 利 益		8,797,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,011,779
営 業 利 益		785,304
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,086	
受 取 配 当 金	18,959	
為 替 差 益	9,908	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	12,010	
そ の 他	15,308	64,273
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,347	
そ の 他	4,162	24,509
経 常 利 益		825,068
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,909	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,630	5,540
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,792	
固 定 資 産 除 却 損	3,851	5,643
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		824,965
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	256,025	
法 人 税 等 調 整 額	35,609	291,635
当 期 純 利 益		533,329
非支配株主に帰属する当期純利益		1,561
親会社株主に帰属する当期純利益		531,768

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	1,170,000	1,347,410	10,096,794	△495,353	12,118,851
連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当			△89,422		△89,422
親会社株主に帰属 する当期純利益			531,768		531,768
自己株式の取得		△24		△325	△349
自己株式の処分		1,574		10,224	11,798
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)					
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	—	1,549	442,345	9,898	453,794
2022年3月31日残高	1,170,000	1,348,960	10,539,140	△485,454	12,572,646

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主 持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有価証券 評価 差 額 金	繰 延 ヘッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2021年4月1日残高	203,547	167,412	△75,517	189,177	484,618	55,699	12,659,169
連結会計年度中の 変 動 額							
剰余金の配当							△89,422
親会社株主に帰属 する当期純利益							531,768
自己株式の取得							△349
自己株式の処分							11,798
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変 動 額 (純 額)	△10,869	95,059	118,575	△41,911	160,852	4,804	165,656
連結会計年度中の 変 動 額 合 計	△10,869	95,059	118,575	△41,911	160,852	4,804	619,451
2022年3月31日残高	192,677	262,471	43,057	147,265	645,471	60,503	13,278,620

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年 5月20日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 芝 田 雅 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 出 啓 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーソー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,867,934</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,592,208</b>
現金及び預金	3,158,703	電子記録債務	1,854,886
受取手形	607,906	買掛金	924,726
電子記録債権	2,666,401	短期借入金	1,161,000
売掛金	3,967,705	一年内返済予定の長期借入金	474,500
製品	1,183,413	リース債務	38,363
仕掛品	121,286	未払金	577,783
原材料及び貯蔵品	1,529,439	未払費用	491,567
前払費用	136,343	未払法人税等	127,721
デリバティブ債権	378,200	未払消費税等	30,781
その他	124,908	関係会社預り金	591,318
貸倒引当金	△6,376	その他	319,559
<b>固定資産</b>	<b>5,334,952</b>	<b>固定負債</b>	<b>545,527</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,666,890</b>	長期借入金	40,000
建物	716,952	長期リース債務	25,459
構築物	51,218	資産除去債務	131,255
機械及び装置	426,582	繰延税金負債	129,568
車両及び運搬具	12,632	その他	219,243
工具器具及び備品	166,202	<b>負債合計</b>	<b>7,137,735</b>
土地	1,217,906	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	49,687	<b>株主資本</b>	<b>11,610,002</b>
建設仮勘定	25,709	資本金	1,170,000
<b>無形固定資産</b>	<b>316,614</b>	資本剰余金	1,348,960
ソフトウェア	176,604	資本準備金	1,344,858
ソフトウェア仮勘定	98,700	その他資本剰余金	4,102
リース資産	13,144	<b>利益剰余金</b>	<b>9,576,496</b>
その他	28,166	利益準備金	292,500
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,351,446</b>	<b>その他利益剰余金</b>	<b>9,283,996</b>
投資有価証券	581,459	買換資産圧縮積立金	35,251
関係会社株式	693,449	固定資産圧縮積立金	70,810
関係会社出資金	112,327	別途積立金	4,500,000
関係会社長期貸付金	16,000	繰越利益剰余金	4,677,934
前払年金費用	626,031	<b>自己株式</b>	<b>△485,454</b>
差入保証金	219,000	<b>評価・換算差額等</b>	<b>455,148</b>
その他	107,319	その他有価証券評価差額金	192,677
貸倒引当金	△4,139	繰延ヘッジ損益	262,471
<b>資産合計</b>	<b>19,202,886</b>	<b>純資産合計</b>	<b>12,065,150</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,202,886</b>

## 損 益 計 算 書

(自 2021年 4月 1日)  
(至 2022年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,658,761
売 上 原 価		11,808,605
売 上 総 利 益		7,850,156
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,151,994
営 業 利 益		698,161
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38,743	
為 替 差 益	7,091	
そ の 他	22,672	68,507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,590	
そ の 他	1,658	20,249
経 常 利 益		746,420
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	822	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,630	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	312,636	315,090
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,746	
固 定 資 産 除 却 損	2,350	4,097
税 引 前 当 期 純 利 益		1,057,413
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	220,000	
法 人 税 等 調 整 額	40,609	260,609
当 期 純 利 益		796,803

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 その他資本剰余金	利益剰余金 利益準備金	その他利益剰余金(注)	自己株式	
2021年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	2,552	292,500	8,576,615	△495,353	10,891,173
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△89,422		△89,422
当期純利益					796,803		796,803
自己株式の取得			△24			△325	△349
自己株式の処分			1,574			10,224	11,798
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	1,549	-	707,381	9,898	718,829
2022年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	4,102	292,500	9,283,996	△485,454	11,610,002

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2021年4月1日残高	203,547	167,412	370,959	11,262,132
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△89,422
当期純利益				796,803
自己株式の取得				△349
自己株式の処分				11,798
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△10,869	95,059	84,189	84,189
事業年度中の変動額合計	△10,869	95,059	84,189	803,018
2022年3月31日残高	192,677	262,471	455,148	12,065,150

(注) その他利益剰余金の内訳

	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
2021年4月1日残高	37,986	71,095	4,500,000	3,967,533	8,576,615
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△89,422	△89,422
当期純利益				796,803	796,803
買換資産圧縮 積立金の取崩	△2,735			2,735	-
固定資産圧縮 積立金の取崩		△285		285	-
事業年度中の変動額合計	△2,735	△285	-	710,401	707,381
2022年3月31日残高	35,251	70,810	4,500,000	4,677,934	9,283,996

独立監査人の監査報告書

2022年 5月20日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芝	田	雅	也
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	出	啓	二
--------------------	-------	---	---	---	---

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と会議形式のほか、オンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、監査等委員会で確認の上、審議、検討しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からのその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

トーマツ株式会社 監査等委員会

監査等委員 堀 住 浩 一 ㊟

監査等委員 久 保 英 幸 ㊟

監査等委員 江 角 英 樹 ㊟

(注) 監査等委員久保英幸及び江角英樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円                      総額44,764,510円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする旨の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (株主総会参考書類等インターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会  (削除)



現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第7章 計算</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第7章 計算</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第44条</u> 当社は、取締役会の決議によ って、毎年9月30日を基準日とし て中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>附則 (電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>1</u> 定款第19条の変更は、会社法の一部 を改正する法律（令和元年法律第70 号）附則第1条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日である2022年9月 1日（以下「施行日」という）から効 力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日か ら6か月以内の日を株主総会の日とす る株主総会については、定款第19条 (株主総会参考書類等インターネット 開示とみなし提供) はなお効力を有す る。</p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から6か月を経過 した日または前項の株主総会の日から 3か月を経過した日のいずれか遅い日 後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。当社は、2018年11月より独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、本議案につき答申を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	まえ かわ けい じ 前 川 圭 二 (1958年7月2日生)	1983年4月 当社入社 2004年4月 当社製造副本部長 2009年4月 当社経営企画室長 2011年4月 当社経理部長 2013年6月 当社執行役員経理部長 2014年6月 当社取締役経理部長 2015年4月 当社取締役管理副本部長 2019年4月 当社代表取締役社長(現任)	72,683株
2	けっ たく ただし 結 東 正 (1960年6月14日生)	1983年4月 当社入社 2011年4月 当社大販営業部長 2012年4月 当社営業副本部長 2013年4月 当社営業本部長 2013年6月 当社執行役員営業本部長 2014年6月 当社取締役営業本部長 2019年6月 当社専務取締役営業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) トーソーサービス(株) 代表取締役会長	47,188株
3	や え しま まこ と 八重島 真人 (1967年3月8日生)	1989年4月 当社入社 2012年4月 当社特販営業部長 2015年4月 当社営業副本部長 2015年6月 当社執行役員営業副本部長 2019年4月 当社執行役員管理本部長 2019年6月 当社取締役管理本部長(現任)	25,283株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

**第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ほり ずみ ひろ いち 堀 住 浩 一 (1960年7月27日生)	1984年4月 当社入社 2010年4月 当社情報システム室長 2015年4月 当社経理部長 2018年6月 当社執行役員経理部長 2020年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	25,100株
2	え すみ ひで き 江 角 英 樹 (1969年12月9日生)	1995年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入社 1998年8月 公認会計士登録 2005年8月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)退職 2005年9月 (株)コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング入社 2005年9月 同社執行役員(現任) 2015年6月 当社監査役 2016年6月 当社取締役(監査等委員) (現任)	一 株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b>  江角英樹氏は、公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知見を有し、当社取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っており、引き続き、実務的かつ合理的な助言・提言をいただけると判断したためであります。  同氏には、公認会計士としての高い見識に基づき、客観的な立場から当社経営の監督を担うことを期待するものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	※ お 尾 崎 (1962年5月29日生)	たかし 毅 1995年4月 弁護士登録 2004年10月 山田秀雄法律事務所入所 パートナー弁護士 2005年1月 山田・尾崎法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2013年4月 公益財団法人上廣倫理財団監事(現任) 2014年3月 (株)西武ライオンズ監査役(現任)	— 株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>尾崎毅氏は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化等、中長期的な企業価値向上に資する助言・提言をいただけると判断したためであります。</p> <p>同氏には、主要な株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映していただき、当社経営の監督を担うことを期待するものであります。</p>			

- (注) 1. ※印は新任の候補者です。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 江角英樹氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 江角英樹氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 江角英樹氏は、直接企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する専門的な知見を有していることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
6. 尾崎毅氏は社外取締役候補者であります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出る予定であります。
7. 尾崎毅氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

8. 当社は、江角英樹氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、原案どおり同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、尾崎毅氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

第3号議案および第4号議案を原案どおりご承認いただきました場合の取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

役職	氏名	スキル				
		企業経営	営業・マーケティング	製造・開発	財務・会計	人事・法務
代表取締役社長	前川圭二	●		●	●	
専務取締役 営業本部長	結束正	●	●			
取締役 管理本部長	八重島真人		●	●	●	●
取締役 (監査等委員)	堀住浩一				●	
社外取締役 (監査等委員)	江角英樹				●	●
社外取締役 (監査等委員)	尾崎毅					●

※上記の一覧表は各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
脇 ま ゆ こ 脇 ま ゆ こ (1975年6月4日生)	2006年10月 弁護士登録 山田・尾崎法律事務所入所 (現任)	— 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 脇まゆこ氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
3. 脇まゆこ氏につきましては、長年の法律事務所勤務で培われた法律知識を、社外取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。  
4. 脇まゆこ氏が、社外取締役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定して届け出る予定です。  
5. 脇まゆこ氏は直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。  
6. 当社は、脇まゆこ氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令が定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。  
7. 当社は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。脇まゆこ氏が監査等委員である取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。



**第6号議案 会計監査人選任の件**

会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、アーク有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、監査法人としての独立性、専門性および品質管理体制、ならびに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	アーク有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿 1-23-3		
沿 革	1975年 4月	近畿第一監査法人設立	
	1975年 4月	聖橋監査法人設立	
	1982年 8月	明治監査法人設立	
	2004年 3月	アーク監査法人設立	
	2016年 1月	明治監査法人とアーク監査法人が合併 明治アーク監査法人に名称変更	
	2016年 7月	明治アーク監査法人と聖橋監査法人が合併	
	2019年 7月	アーク有限責任監査法人に名称変更	
	2020年 7月	アーク有限責任監査法人と近畿第一監査法人が合併	
概 要	資本金	5,000万円	
	構成人員	代表社員	6名
		社員	31名
		職員	128名
		(うち公認会計士 54名)	
		合計	165名
	監査クライアント数	105社	
	海外提携先	クレストン・インターナショナル (Kreston International)	

以 上





## 第82回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区高輪四丁目10番30号  
品川プリンスホテル メインタワー22階  
「サファイア22」  
電話 03-3440-1111 (代表)



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分  
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。